

# なくそう 所有者不明土地

所有者が分からない土地は、利用も管理も困難です。  
公共事業や災害復興の妨げとなっています。

**所有者不明土地をなくすための新しい制度が  
令和5年以降、順次施行されます。**

## 所有者がすぐ分かる

不動産登記簿で所有者がわかるようにするため、相続や住所変更に伴う登記の申請が義務化されます

## もっと土地が使える

土地を利用しやすくするため、共有や財産管理のルールが改正されます

## いらない土地を手放せる

相続によって取得した不要な土地を国に引き取ってもらえる制度が創設されます



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

